

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	工業用水道事業法（昭和33年4月25日法律第84号）
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県西条地区工業用水道事業の経営規模の適正化を図るため、1日当たりの最大給水量を変更することに伴う改正</p> <p><u>（現行）229,000立方メートル/日</u> → <u>（改正）87,420立方メートル/日</u></p>	
施行日	平成22年3月31日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 「西条地区工業用水道事業経営改善計画」（H21.3）の概要</p> <p>1 目的 西条地区工業用水道事業の経営を抜本的に改善することにより、新居浜市及び西条市に立地する企業への工業用水の安定供給を維持し、地域経済の発展及び雇用の確保を図る。</p> <p>2 目標 平成20年度から29年度までに発生する西条工水事業の資金不足に対して、一般会計からの貸付けなしに、大幅な料金値上げを回避しながら対応できるようにするとともに、経営基盤の安定化を図る。</p> <p>3 経営改善方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約給水量の拡大（目標水量） 平成29年度に87,420m³/日 ・ <u>経営規模の適正化（計画給水量の縮小）</u> <u>229,000m³/日 → 87,420m³/日</u> ・ 企業債の一括繰上償還 ・ 電気事業会計からの資金貸付等の拡充 <p>4 実施時期 平成21年度末</p> <p>○ 法令 工業用水道事業法 第4条第1項第三号 <u>給水能力</u> 第6条第1項 <u>地方公共団体たる工業用水道事業者は、第4条第1項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日の40日前まで（工事を要しないときは、その変更前に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</u> 「給水能力の変更届出」 平成21年7月6日付で四国経済産業局に届出（7月10日付で受理）</p>	